

## 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、県内の飲食店において飲食業を営む者（以下「補助事業者」という。）が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策に要する経費に対し、予算の範囲内で、飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け営業する施設であって、知事が認めるものをいう。

### (補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業
- (2) 政治又は宗教を目的とする事業

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法

人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人等
- (10) 県税の滞納がある個人又は法人等

#### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて、これを知事に提出するものとする。

#### (交付決定通知)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

- 2 知事は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を調査した結果、交付しないことを決定したときは、別記第6号様式により当該申請した者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

#### (額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、規則第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

#### (立入検査等)

第9条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### (暴力団の排除等)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定によ

り、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

#### (財産の処分制限)

第11条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

#### (書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

#### (補助事業の表示)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により整備した物品に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。

- 2 前項の表示方法等の標準的な例は、別表3のとおりとする。

#### (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>飲食店内における飛沫感染防止対策のため設置する遮蔽物の購入（令和 2 年 5 月 1 4 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間の購入に限る。）</p>	<p>遮蔽物の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>1 飲食店当たり 50 千円を上限（補助率 10/10）</p>

別表 2（第 5 条関係）

1	第 2 号様式	申請者明細書（※）
2	第 3 号様式	購入内容明細書
3	第 4 号様式	誓約書
4	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店営業許可または喫茶店営業許可(写)（※）</li> <li>・ 直近の確定申告書(写)（※） （税務署の受付印又は受付番号のあるもの(ない場合は、県税の納税証明書(税額証明)等でも可)）</li> <li>・ 身分を証明する書類の写し(個人事業者のみ)（※） （パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）</li> <li>・ 支払い先の通帳の写し(口座番号がわかるもの)（※）</li> <li>・ 購入した遮蔽物の写真</li> <li>・ 購入日時、金額等がわかる書類の写し(レシート、領収書等)</li> <li>・ 購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真</li> <li>・ 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真（※）</li> </ul>

《添付書類》

（※）の書類については、2回目の申請である場合、省略が可能。

別表 3 (第 13 条関係)

表示対象	表示方法	表示内容
補助を受け購入する物品の全て	ラベル等により表示する。ただし、これらの方法により表示することが困難な場合には、施設の入口等の表示効果が高い場所等に表示する。	この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。 〇年〇月〇日 事業者名等

【 参考例図 】

